

地方財源の充実確保に関する要請書

平成26年12月25日

長野県知事 阿部 守 一

長野県市長会会長 菅 谷 昭

長野県町村会会長 藤 原 忠 彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対し御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、先般「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地方創生を最重要課題として取り組んでいますが、政策の実現のためには、我々地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策に取り組んでいく必要があります。

こうした中、平成 27 年 10 月に予定されていた消費税・地方消費率 10%への引上げが先送りされ、さらに、平成 27 年度税制改正に向け、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響の大きい税目の見直しの検討がなされております。一方、地方財政対策についても、地方財政計画における地方交付税の別枠加算の廃止などが議論されており、これらの見直し内容によっては、地方自治体の財政運営に支障が生ずる恐れがあり、とりわけ小規模市町村への影響が懸念されます。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

I 平成 27 年度税制改正に関する事項

- 1 地方分権改革を進めるため、地方税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 法人実効税率の引下げを行う場合には、法人関係税収の約 6 割が地方団体の財源となっていることから、地方の歳入に影響を与えることのないよう恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 3 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 4 ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 5 自動車税・自動車取得税については、消費税率 10%への引上げ時に大幅に見直すこととされていることから、平成 27 年度において、地方財政に大きな影響を及ぼすような見直しは行わないこと。
- 6 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げについては、市町村においては既に条例改正等を行うなど、所要の準備を進めているところであり、改正済みの地方税法の規定のとおり、平成 27 年度から確実に行うこと。
- 7 地球温暖化対策のための税は、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保すること。

Ⅱ 平成 27 年度地方財政対策に関する事項

- 1 厳しい地方財政の状況を踏まえ、一般財源総額の確保を図ること。

特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、別枠加算も含めた地方交付税総額の確保を図ること。

- 2 財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

- 3 地方創生が我が国全体の大きな政策テーマとなる中で、地方公共団体による地域社会の維持・活性化が極めて重要となることから、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施できるよう歳出特別枠を堅持すること。